

令和 8 年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第 1 条 県は、安定的な訪問介護サービスの提供体制を確保することを目的として、訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所（以下、「通所介護事業所等」という。）の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、訪問機能の導入に係る初期費用の助成や一定期間の支援として、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

- 第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内の別表 1 の地域に所在する通所介護事業所等を運営する事業者（以下「事業者」という。）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。
- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

(補助対象事業)

第3条

(1) 訪問機能の導入に係る費用

訪問機能の導入に必要な備品の購入経費等の初期費用を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用
- ・ 事業所のホームページの改修や、地域住民等への広告に係る費用
- ・ 新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用や、初任者研修の受講に係る費用

(2) 訪問機能導入後の一定期間の経営安定化の支援に係る経費

訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの期間(※)、訪問1回につき定額の補助を行うための費用

(※) 導入後6か月間を上限として、訪問回数が300回／月に達するまでの期間

(3) 訪問機能の導入にあたってのアドバイザー費用

訪問機能の導入やその後の運営について、訪問介護経験者等へアドバイス等を依頼するための費用

2 本事業の補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までとする。

3 次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 本事業の対象期間外に支出したもの
- (2) 介護報酬や他の国庫補助金の対象になっているもの
- (3) その他当該事業として適当とは認められない費用

(補助基準額)

第4条 本事業の補助対象となる事業所ごとの補助額は、第3条第1項に掲げるそれぞれの事業内容ごとに、実支出額と次に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。

(1) 訪問機能の導入に係る経費

1事業所当たり 150万円

(2) 訪問機能導入後の一定期間の経営安定化の支援に係る経費

訪問1回当たり 1,000円

(3) 訪問機能の導入にあたってのアドバイザー費用

1事業所当たり 12万円

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 申請書の記載事項は、様式第1号に記載のとおりとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 経費所要額調書(様式第1号別紙1)
 - (2) 見積書等の写し
 - (3) その他知事の定める書類
- 5 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

- 第7条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。
- 2 前項の実績報告書は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする日の属する年度の2月28日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。
 - 3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 補助対象事業に係る支払が確認できる書類の写し
 - (2) その他知事の定める書類

(補助金の額の確定)

- 第8条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。
- 2 前項の通知書に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認することをもって行う。

(交付の条件)

- 第9条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、

速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

（交付の方法）

第10条 知事はこの補助金について、必要と認めるときは概算払いにより行うことができるものとする。

(決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象事業に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年8月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

補助対象地域			
飯能市	越生町	ときがわ町	秩父市
横瀬町	長瀬町	皆野町	小鹿野町
本庄市	神川町	美里町	寄居町
春日部市	東秩父村		
その他、上記市町村の周辺市町村や訪問介護事業所が1か所もない地域又は必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域を含む市町村			

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 8 年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

下記により令和 8 年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）経費所要額調書（様式第 1 号別紙 1）
- （2）見積書の写し
- （3）その他知事の定める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

令和 8 年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金交付決定通知書

高 福 第 号
令 和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 8 年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 6 条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 精算払い
- 3 交付の条件
（1）この補助金は、令和 8 年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
（2）この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則の適用があること。

様式第3号（第9条関係）

令和8年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付高福第 号で交付決定を受けた令和8年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金について、事業の変更の承認を受けたいので令和8年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 既交付決定額 金 円

2 変更後交付申請額 金 円

3 添付書類

（1）

（2）

（3）

（4）

様式第4号（第9条関係）

令和8年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた令和8年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金について、事業の中止（廃止）の承認を受けたいので令和8年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

様式第5号（第7条関係）

令和8年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者

役職・氏名

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた令和8年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金事業が完了したので、補助金の交付手続等に関する規則第7条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

4 添付書類

（1）補助対象事業に係る支払が確認できる書類の写し

（2）その他知事の定める書類

様式第 6 号（第 8 条関係）

令和 8 年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金交付確定通知書

高 福 第 号
令 和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け高福第 号で交付決定をした令和 8 年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金については、令和 年 月 日付け実績報告に基づき、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |

様式第 7 号（第 9 条関係）

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

法人所在地

法 人 名

代 表 者
役職・氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高福第 号で交付決定を受けた令和 8 年度通所介護事業所等多機能化推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）
第 1 4 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 3 添付書類
2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳等